

愛知県監査委員の「却下」決定に強く抗議するとともに、「木曽川水系連絡導水路事業への公金支出差し止め請求」の住民訴訟を直ちに準備することを宣言します。

5月13日、愛知県監査委員は、「木曽川水系連絡導水路事業（以下、「本件導水路事業」という）への公金差し止め」等を求めた539名の住民監査請求に対して、不当にも「却下」という「決定」（以下、「決定」という）を行いました。

これは、以下の点でまったく不当・不可解なものであり、わたし達は539人の請求人を代表して強く抗議するものです。

- (1) この「決定」のなかで、監査委員は請求人の主張について、何ら検証することもなく、「必要性がないという独自の見解を述べているものに過ぎず」と断定していますが、わたし達は「本件導水路事業」の目的である「流水正常機能」の根拠とされたヤマトシジミの生息動向、並びに「新規利水」の需要見込みの両面にわたり、事業の不要性（費用負担の根拠の欠如）を科学的かつ論理的に述べています。
- (2) 次いで、水余りの状況で使い途がない徳山ダムや長良川河口堰に、さらに無用の施設を加える「本件導水路事業」は必要性がまったく無いことから、愛知県の費用負担は違法なもので、負担金は「支出すべきでない」との請求人の主張に対し、監査委員は国が策定の基本計画（フルプラン）に基づく「本件導水路事業」について、県の費用負担金の支出手続き等が違法とされるためには、「実施手続き等に重大かつ明白な瑕疵が存することが必要」として、事業の費用対効果等の検討をまったくせず、公金の違法又は不当な支出を防止するという監査委員の本来の任務を放棄したものとわざるを得ません。

こうした「決定」は、行政がすすめるムダ遣いを監査委員の立場でチェックしようとせず、むしろムダな大型土木事業を積極的に奨励するものにほかなりません。

他方、名古屋市の河村たかし市長は5月14日、「本件導水路事業」から撤退する旨の勇気ある決断を明らかにしました。愛知県の財政事情は、名古屋市以上に深刻です。

わたし達の住民監査請求の本旨は、いわゆる百年に一度の不況といわれる中で、すでに4兆円を越す累積借金（県民1人あたり54万円余）を抱える愛知県が、これ以上将来世代に付けを回さないやめに、ムダにムダを重ねる「本件導水路事業」に318億円もの公金を使わせないようにしたいということに尽きます。

わたし達は、決意を新たに「本件導水路事業」への公費差し止め請求について、住民訴訟を起こすべく、直ちに行動を開始することを宣言します。

2009年5月19日

導水路はいらない！愛知の会